

生駒市制50周年記念友好都市候補地選定に係る懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市制50周年を記念した友好都市提携の締結に向け、候補地の選定について外部の視点からの意見又は助言を求めため、生駒市制50周年記念友好都市候補地選定に係る懇話会(以下「懇話会」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 友好都市の候補地の選定に関する事。
- (2) 友好都市提携締結後の交流に関する事。
- (3) その他友好都市に関し、意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる団体のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 生駒市自治連合会
- (2) 生駒商工会議所
- (3) 生駒市観光協会
- (4) 生駒市農業振興協議会
- (5) 生駒市生涯学習推進連絡会
- (6) 生駒市芸術協会連盟
- (7) 一般財団法人生駒市体育協会
- (8) 生駒市

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、秘書課市制50周年事業室において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。